

アンデス諸国の炭化水素調査

～（その1）ボリビア～

南米第2位の埋蔵量を誇る天然ガス資源国のボリビアでは、2003年以降の一連の政変の流れのなかで沸き起こった資源ナショナリズムを背景に90年代の外資導入によって推し進められた天然ガス開発を見直す動きが強まった。外資導入論者ロサーダ元大統領の失脚から急進左派モラレス政権の誕生プロセスにおいて新炭化水素法が施行され、資源開発に対する国家の関与強化が明確に打ち出された。世界の耳目を集めた2006年5月の天然ガス資源国有化宣言はその総仕上げとも言えるべきものである。

しかし、ボリビアにとって天然ガス資源は国家経済を支える土台である。そのためモラレス政権は、資源自体は国の所有とするが、企業がボリビアに持つ資産は収用しないとする「収用なき国有化」を掲げ、同国の天然ガス開発・生産を担ってきた外資系企業との契約更新を模索した。しかし交渉は難航し、また輸出先である近隣諸国との価格引き上げ交渉も手詰まり感が否めない。モラレス政権は2006年7月に制憲議会を立ち上げて憲法改正に乗り出し、法的環境はなお流動的であるが、本調査では現時点でのボリビアの炭化水素資源政策を支える法制度を明らかにする。

<はじめに>

ボリビアは1825年の独立以来、度重なる政変により、たびたび新憲法の制定・改憲がなされてきた。軍事政権下の1967年2月6日制定の現憲法も、民政移管後のホルヘ・キロガ政権による2002年8月8日の人権条項・汚職撲滅規定の強化、反政府デモにより瓦解したサンチェス・デ・ロサダ政権を継いだメサ暫定政権下の法律第2650号（2004年2月13日）による先住民の政治参加や国民投票制度の導入、制憲議会召集規程が制定されたが、炭化水素資源を含む資源の国家所有については制定当時のままである。

1 憲法及び法律における炭化水素の位置づけ、炭化水素資源に対する国家の関与についての概要（資源の国家所有の範囲、民間所有の制限、民間参入の範囲、外資への制限など）

（1）憲法

憲法は資源全般について、「すべての天然資源を含む地表及び地下、湖水、河川水、温泉水ならびに有効利用可能な物理的な要素・応力など法の定めた財産は本源的に国の所有に帰す」（136条第I項）と資源国有の原則を規定し、さらに「所有権の条件ならびに民間へのコンセッションあるいは売却の条件は法で定める」（同第II項）、「国有財産は不可侵な公的所有権を成し、その遵守・保護は国内の全居住者の義務である」（137条）と定義している。

炭化水素資源については、「炭化水素鉱床は、その態様がいかなるものであっても直接的、不可譲的、無時効的に国家所有に帰す。コンセッションまたは契約によっても炭化水素資源の所有権は譲渡できない。炭化水素の探鉱、開発、流通、輸送その他の業務の責任は国家にある。この権利は独立機関もしくは法に基づき民間企業・個人との有期限コンセッションまたは契約により行使するものとする」（138条）と規定している。

国有財産の処分については、行政政府の権限として、「国家の歳入にかかる債務契約ならびに国有財産の開発に関する契約の許可及び認可」を規定している（59条第5項）。

（2）新炭化水素法

新炭化水素法（3を参照）では、憲法139条を根拠に「採掘された炭化水素の所有権を回

復する。国はボリビア国営石油公社（以下、「YPFB」という）を通じて炭化水素に関する所有権を行使する」（5条）と定めている。

また、国と契約を結んだ民間企業は「炭化水素鉱床や採掘された炭化水素の課税ポイントまでの所有権は譲渡できない」し、「契約条項に従って国に炭化水素生産分のすべてを引き渡す義務がある」（16条）と定めている。

民間が炭化水素事業に参入するには上流部門（探鉱、開発）も下流部門（輸送、貯蔵、精製、流通、工業化）でも、国とコンセッションもしくは契約を結ぶ必要がある。（17条）

なお、ボリビア政府は7月2日、憲法改正議会選挙を行い、モラレス大統領が率いる現与党の社会主義運動（MAS）がおよそ50%の得票率を得て勝利しており、今後の審議により現行の規定が改定される可能性は十分にあることに留意したい。

2 国家管理が強まる中、民間企業が操業するプロジェクトを接收する動きがあるので、国有化について規定した法律の概要（根拠法、接收の要件、手続き、賠償規定など）

（1）炭化水素資源国有化法（正式名称は「チャコの英雄」法）

（最高政令第28701号）2006年5月1日施行。（以下「国有化法」という）は、国内の炭化水素資源の国有化を宣言し、同資源の所有権、管理権をすべて回復することをその目的としている（1条）。

同法の要点は以下の通りである。

① 2006年5月1日以降、国内で操業中の石油企業は、すべての炭化水素生産物をYPFBに譲渡することを義務付ける。（2条第Ⅰ項）

② YPFBは国を代表し、国内すべての炭化水素生産物の所有権を行使して、その流通を掌握し、国内市場、輸出、工業化向けの条件、数量、価格を定める。（同第Ⅱ項）

③ 本政令の規定を直ちに遵守する企業のみ操業を継続できるが、本政令施行後180日以内に契約を通じて合法・合憲要件を満たす事業に正規化すること。当該期間終了時に契約未調印の企業は国内での操業を継続できない。（3条第Ⅰ項）

④ 生産体制を維持するため、炭化水素エネルギー省の通達に基づきYPFBは本政令の規定遵守を拒絶・妨害する企業の生産を担当。（同第Ⅱ項）。YPFBは、憲法59条第5項に従い、行政府が個別に許認可していない開発契約を実施できない。（同第Ⅲ項）

⑤ 移行期間中（注※本政令施行後180日）、2005年の天然ガスの平均生産量が日量1億立方フィートを超えるガス田の生産価値は次のように配分される。国に82%（18%：ロイヤルティーおよび生産配分、32%：炭化水素直接税IDH、32%：YPFBへの追加税）、企業には（操業コスト、投資の償却、利潤該当分として）18%とする。（4条第Ⅰ項）。一方、平均生産量が日量1億立方フィート以下のガス田については、現行配分率（注※国：50%、企業：50%）を維持する。（4条第Ⅱ項）

⑥ 炭化水素エネルギー省は、会社ごとの投資、ガス田ごとの償却、操業コスト、収益性について個別に会計監査する。結果はYPFBが本政令3条に基づいて締結する契約における最終的な企業の配当や生産分配の算定基準となる。（同第Ⅲ項）

⑦ 国は国内の炭化水素の生産、輸送、精製、貯蔵、配給、流通、工業化の管理・運営を所掌する。（5条第Ⅰ項）。法令に従って新細則が制定されるまで、炭化水素エネルギー省が

上記の活動を管理・監督する。(同第Ⅱ項)

⑧ 新法 6 条に基づき、民営化会社（チャコ、アンディーナ、トランスレデスの 3 社）の共同資本化基金（Fondo de Capitalización Colectiva、以下 FCC）に帰属するボリビア国民の債権を無償で YPFB に譲渡する。(6 条第Ⅰ項)。BONOSOL の支払いに影響を及ぼさないよう、国は上記 3 社が FCC に納付する年次配当の再分配を保証する。(同第Ⅱ項)。上記 3 社における年金基金信託 (AFP) 名義の FCC 債権を YPFB の名義で裏書する。(同第Ⅲ項)。

【注】 BONOSOL とは法律 2427 号（2002 年 11 月 28 日施行）で創設された民営化企業の配当金により民間年金信託 (AFP) が運営される 65 歳以上の国民を対象とする配当制度。1 人あたりの年間の配当額は 1,800 ボリビアアーノ。2007 年 12 月 31 日までの時限立法。国有化法施行につづき、本条の施行令である最高政令第 28711 号（2006 年 5 月 13 日）で詳細が規定されているが、本稿では割愛する。

⑨ 国は炭化水素部門の生産連鎖すべてへの関与を回復する。(7 条第Ⅰ項)。YPFB の管理化に置くためにチャコ社、アンディーナ社、トランスレデス社、ボリビア・ペトロブラス精製所、・ボリビア炭化水素ロジスティック社の最低 51%を国有化する。(同第Ⅱ項)。YPFB は、各企業の取締役会に直ちに代表者を任命し、企業や経営陣と新契約を調印し、国内の炭化水素事業の国による管理・運営を確保する。(同第Ⅲ項)

⑩ 本令公布後 60 日以内に YPFB 再建プロセスのなかで包括的再編を進め、透明的、効率的、シビリアンコントロールのある協同企業とする。(8 条)

⑪ 本令の規定に反しない場合、法令で改正されるまで、現行の施行細則や規則を適用する。国務大臣、YPFB 総裁、国軍は本令の実施・履行を担当する。(9 条)

(2) 炭化水素省決議第 202/2006

2006 年 8 月 25 日施行。国有化法 4 条（「炭化水素資源国有化法」⑤を参照）に定める YPFB への追加税として日量 1 億立方フィート超のガス田の生産量の 32%を YPFB に納めるよう命じ、同基準に該当するサン・アントニオ、サン・アルベルトの 2 ガス田に出資するペトロブラス、レプソル YPF（スペイン）、トタル（フランス）の 3 社は 9 月 1 日、総額 3,230 万ドルを出資分に応じて分担納付した。

(3) 炭化水素省決議第 207/2006

2006 年 9 月 12 日施行。炭化水素にかかる上流部門から下流部門までを国家の管理下に置き、また、これまで外資企業に委ねてきた天然ガス・石油の生産・流通。販売の実権を取り戻すという国有化法の規定をさらに推し進め、実質的には生産拠点や製油所の接收を意図するものであった。

同決議の要旨は以下の通りである。

① 本決議は、国有化法の枠内で石油・天然ガスおよび同製品の生産、輸送、精製、貯蔵、流通の条件について規定する（1 条）。

② 石油・天然ガス生産に携わる企業は国有化法に従って 5 月 1 日から本決議施行日までの操業に関する法的立場を YPFB と調整し、YPFB はそのための調停機構を定める（2 条）。

③ YPFB は石油・天然ガスの所有者として諸税、ロイヤルティーを納付する。ロイヤルティーは本年 10 月分から納付する。炭化水素エネルギー省は企業への配当価額を賛成し、YPFB は 30 日以内に上流部門企業に配当を支払う（3 条）。

④ 国内販売および輸出の売上金は YPFB 名義の指定口座に払い込む（4 条）。

⑤ YPFB は現行法に基づきサービス提供による配当・利ざやを下流部門企業に支払う。YPFB は本決議施行後 30 日以内に輸送、精製、貯蔵事業者と新契約を結び、国内供給の維持を確保する（5 条）。

⑥ 本決議 4 条の不履行は YPFB との契約に定められた罰則の適用対象となる（6 条）。

⑦ YPFB は卸売り業者や小売業者から売上金を徴収する（7 条）。

⑧ 国内の製油所は、本決議施行後 5 日以内にサービス契約書および製品流通契約書を YPFB に提出する（8 条）。

⑨ 本決議施行日より炭化水素エネルギー省の下部組織である炭化水素庁が石油・天然ガス、同製品の生産量を定める（9 条）。

⑩ 精製マージンを 4.81 米ドル／バレルとする。炭化水素庁は新炭化水素法（法律第 3058 号）に従いマージンを改定する（10 条）。

⑪ 炭化水素庁は本決議施行後 30 日以内に 2005 年 5 月 16 日から施行日までの製油所の利潤を算定する（11 条）。

⑫ 本決議は即時施行される。YPFB は直ちに規定を実行する。

⑬ YPFB と炭化水素庁は炭化水素エネルギー省に月次レポートを送付する。

同決議はボリビアの炭化水素生産量の半分近いシェアを持つブラジル国営石油会社（ペトロbras）が強く反発し、YPFB との輸出価格改定交渉の中断を通告し、ブラジルのルーラ大統領もボリビア国内の自国権益の先行きに強い懸念を表明したほか、国内でも最大野党が特定の投資家を狙い撃ちする政府の拙速な政策実行に強い非難を浴びせた。

ブラジルとの関係悪化を恐れたガルシア副大統領は、外遊中のモラレス大統領の代行として同決議の凍結を発表。「今回の決定は、（輸出価格改定）交渉や国有化法の厳格な履行に良い環境を作り出す。国有化を成功させるためには十分な時間が必要だ」と述べ、炭化水素の国有化政策の後退との見方を否定した。

3 炭化水素法等、具体的に炭化水素資源事業を行う民間企業と政府の契約形態や税制、ロイヤルティー、外資を規定する法規の概要

(1) 新炭化水素法

(法律第 3058 号) ——2005 年 5 月 17 日制定。炭化水素事業についての一般法である。憲法に基づいて炭化水素事業について規定し、国内の炭化水素部門に関する基本的な原則、規則、手続きを定めている（1 条）。また、旧炭化水素法（**法律第 1689 号**）の廃止を明記している（3 条）。なお、本法は 94 年 3 月 21 日の民営化法（**法律第 1544 号**）および旧法により、外資系企業に本格的に炭化水素資源開発を開放した反動として、2004 年 7 月 18 日に行われた炭化水素資源の帰属を問う国民投票を行い、国民のおよそ 6 割が炭化水素資源の国有化に賛成した結果を踏まえて制定されたものであり、その旨、条文に明記されている。

<所有権>

1 の (2) を参照。

<炭化水素制度に関する諸原則>

国は所轄機関を通じて国家炭化水素政策を策定する (9 条)。所轄当局は以下の原則について履行する義務がある。

- ① 効率性——炭化水素資源の有効な分配・利用を通じた、同部門の持続可能な開発という目標の達成。
- ② 透明性——情報提供を通じ、公明正大に管理を行うこと。原則、目的、政策を正しく適用し、本法を履行し、遵守させるとともに、その管理が法に準拠するよう図ること。この原則は国内で操業中の炭化水素関連企業にも義務付けられる。
- ③ クオリティ——所定の技術要件と安全管理要件の履行。
- ④ 継続性——国内需要を満たし、輸出契約を履行できるよう炭化水素資源の供給、輸送、配給が途切れなく確保されること。
- ⑤ 中立性——石油事業に関わる個人・会社、消費者、利用者に対し公平に処遇すること。
- ⑥ 競争性——石油事業に関わる個人・団体は法に基づく競争原理のもとで操業すること。
- ⑦ 適合性——クオリティ、効率性、適時性、サービス提供コストの低廉化もたらす近代技術・管理システムの導入促進。(10 条)

<炭化水素政策の目的>

国家炭化水素政策の目的は以下の通り。

- ① 国家発展の要素として炭化水素資源を活用する
- ② 国による炭化水素事業の管理・運営を確立する
- ③ 経済・社会発展の資金を創出する
- ④ 短中長期的なエネルギーの国内安定供給を確保する
- ⑤ 国家炭化水素政策の執行機関として YPFB の技術力・経済力を強化する
- ⑥ 炭化水素資源の有効活用を確立する
- ⑦ 炭化水素資源の工業化・流通・輸出を促進する
- ⑧ 国家戦略として炭化水素資源および関連製品の輸出・工業化・流通で競争力のある政策を定める (11 条)

<行政当局>

炭化水素省——炭化水素部門の所轄当局として国家炭化水素政策の策定・促進・監査を行う (20 条)。その権限は①国家炭化水素政策の策定・評価・履行管理、②本法の適正な施行および政策実施のための法制化、③法規履行状況の監督、④課税ポイントの価格決定、⑤国内価格政策の設定、⑥輸出政策の設定、⑦その他法令で定めること (21 条)。

ボリビア国営石油公社 (YPFB) ——その権限は、①国の名義で炭化水素の所有権を行使、国を代理して石油事業契約を締結、本法に定める一連の生産活動を実施、②組織・権限・取締役会の構成は定款で定める、③総裁は最終決定権を持ち、代表取締役を務める (22 条第 I 項～III 項)

管理監査担当副総裁——その権限は、①契約締結交渉、②契約管理、③採掘・開発の監査、④生産の監査、⑤天然ガス輸出における割当者、販売者、管理者の責任を持つ、⑥炭化水素

中央情報センター（CNIH）の管理の責任、⑦その他法令で定めること（22条第Ⅳ項）。

運営担当副総裁——その権限は、①一連の生産活動への運営・参加、②探鉱・開発活動に参加する合弁会社設立の商談、③会社設立または参加での資産、コンセッション、優遇措置、プロジェクトその他の物権の授受（22条第Ⅴ項）。

炭化水素地区調整システム監督庁（SIRESE）——炭化水素の輸送、精製、流通、導管供給の調整当局である。その権限は、①消費者の権利保護、②調整対象のコンセッション、ライセンス、認可の付与、③輸出許可付与、④輸入認可、⑤炭化水素事業者の国家登記簿の管理、⑥調整対象事業の料金認可と細則に基づく料金設定、⑦権利・義務履行の監視、⑧情報収集、⑨製品供給の監視、国内供給量の設定、⑩その他法が定める権限、⑪罰則の適用（24条、25条）

<探鉱・開発>

鉱区——国が鉱区を設定する。伝統区域と非伝統区域を指定する。1契約で伝統区域は40鉱区、非伝統区域は400鉱区までとする（34条）。

探鉱期間——伝統区域で7年、非伝統区域で10年である（36条）。商業価値ある発見がある場合、7年の延長が可能である（37条）。

鉱区返還——契約満了時、事業者は施設を運用可能な状態でYPFBに譲渡する。事業者が環境負荷の責任を持つ。契約満了時に生産中の鉱区はYPFBが直接または合弁契約で運用できる。合弁事業者はYPFBの許可なく、契約期間中に資産・施設を譲渡、撤去等できない（42条）。

監査・許可——最新技術使用、ガス燃焼・噴出には炭化水素省が許可とYPFBが監査が必要（43条）。天然ガスの生産量融通にはYPFBの許可が必要（44条）。複数事業者がガス田を共有する場合、埋蔵量の最大回収に向け共同で総合開発プランを策定、炭化水素省の認可とYPFBの監査を受ける（45条）。

<ロイヤルティー、租税等>

鉱区権料（Patente）——YPFBが事業者から徴収し、毎年国庫に納付する（47条）。2005年3月時点の税額。伝統区域ではフェーズ1：4.93Bs/ha、フェーズ2：9.86Bs/ha、フェーズ3：19.71Bs/ha、フェーズ4：39.42Bs/ha。非伝統区域はその50%（50条）。（Bs＝ボリビアーノ）

ロイヤルティー（Regalía）——YPFBとの締約者は生産額の18%を納付する。課税標準の内訳は、①県ロイヤルティー：当該県内の生産額の11%、②国家補整ロイヤルティー：全国生産額の1%（1988年3月7日施行の法律第981号の規定に従い、ベニ県に3分の2、パンド県に3分の1を配当）、③生産配分（Participación）：全国生産高の6%の現物給付（52条）

炭化水素直接税（IDH）——IDHを新たに創設する（新法53条）。課税標準はエネルギー量または生産量の総量として、課税ポイントにおける炭化水素の生産額の税率32%を徴収する（55条）。

算定価額——①石油では国内市場価格、②輸出向けは調整済み輸出価格または WTI 価格のいずれか高いほう、③天然ガスならびに天然ガス液は、該当する市場価格を適用する（56 条）。

税制——関連税制は税制改革法に準拠する（58 条）。本社への直接送金は禁止。但し、法律第 843 号 51 条に定める基準を満たす場合を除く。違反者には法律第 2492 号（税制法典）の罰則を適用（59 条）。(「税制改革法」の項を参照)

税優遇措置——①輸入については操業開始前まで関税と付加価値税（IVA）を免除、②操業開始時から 8 年間、所得税（IU）を免除、③プラント施設設置用地の土地利用権を付与、④不動産所有権税を 5 年間免除、⑤圧縮天然ガス自動車への転換用の資機材輸入では関税と IVA を免除（60 条）。本法 100 条に合致する合法的天然ガス工業化投資を保証（61 条）。なお、上記優遇措置の要件として、①本法公布後の投資である、②最低 10 年間、国内に滞留、③法人形態・登記など法令に準拠した投資家である、の 3 条件を満たすこと（62 条）。

工業化振興のための税制安定化協約——大蔵省と炭化水素省は資家と最大 10 年の税制安定化協約を結ぶことができる。国会の承認を必要とする。（63 条）

<石油契約>

一般条件——炭化水素の探鉱・開発で YPFB と①生産分与契約、②操業契約、③合弁契約を結ぶことができる。期限は最大 40 年間である。（65 条）。

配当等の譲渡——生産開始後、締約者は YPFB に生産分の全部を譲渡する義務がある。YPFB はこの譲渡分からそれぞれの契約形態に従い、利益を配分する（66 条）。

契約内容——上記 3 種の契約には以下の条項を設ける、①経緯、②契約当事者、能力、代表者、③目的と期限、④法令に準拠した契約履行の保証、子会社または関連会社の場合、この保証は本社が付与すること、探鉱活動料（UTE）履行における銀行保証、④契約対象の区域・所在地、伝統区域・非伝統区域の区別、区画番号、⑤約束した開発作業料（UTE）の額、⑥締約者に該当する配当または生産配分、⑦鉱区権料、ロイヤルティー、生産配分、租税、債権、⑧YPFB が重要とする契約対象に関するあらゆる性質の情報譲渡の義務、⑨契約破棄の事由、規定義務不履行による損害規定、⑩紛争解決規定、⑪契約の委譲、譲渡、代位弁済について、⑫環境法の枠内での保護・保全に関する規定、⑬人材、資機材、サービスの国内調達優先、および YPFB による人材研修、⑭外交手段による異議申し立ての放棄、⑭ポリビア国内の正式住所（67 条）。

契約の許認可——契約の変更石油契約の契約およびその変更は憲法 59 条第 5 項に従い許認可が必要である（68 条）。契約の解釈・適用・執行に関する YPFB と事業者または下請業者間の紛争は憲法 24 条、135 条、228 条に従い解決を図る（69 条）。YPFB の認可と炭化水素省の認可が必要。YPFB は契約事項を満たす場合、本法 68 条の許認可を経て許可できる（70 条）。

生産分与契約——締約者は YPFB の名義で資金やリスクを負担して探鉱・開発を行う。締

約者には課税ポイントでロイヤルティー・租税支払い後の生産物に対して配分がある。配分率は契約で定める（72条）。YPFBは、事業者の減価償却費の確定後、生産配分がある。YPFBは外部監査で事業者の投資、ロイヤルティー、生産配分を確認し、両当事者が減価償却計画を取極める（73条）。両当事者からなる取締役会を設置。権限・形態は炭化水素省の細則に従う（74条）。粗生産量は毎月生産コスト算定でYPFBが認証する（75条）

操業契約——事業者はYPFBを代理し、資金やリスクを負担して探鉱・開発を行い、開発に至った場合、本法に従って配当する。YPFBは投資を行わず、投資についていかなる責任も負わない。（77条）YPFBは事業者に操業役務に対して金銭または現物で配当。これにより締約者は操業コストと収益を充当する（78条）。契約直後に設置されるYPFBと締約者の代表からなる専門部署が操業を監査する。YPFB代表の権限・形態は細則で定める（80条）。

合弁契約——YPFBは、操業契約下で商業発見をした事業者と合弁契約を締結できる。合弁契約では両締約者の配分を取極める。両締約者は本契約の運営・管理のための操業者を任命する（81条）。YPFBは外部監査を経て、ガス・石油井の開発コストの一部について出資分を締約者に金銭または現物で支払う。YPFBは出資比率に応じて合弁による利益・リスク責任を負う（82条）。契約期間中の操業・活動の監査・管理・認可を行う代表機関を設置する。YPFB代表の権限と形態は細則で定める（83条）。操業者は両締約者にロイヤルティー、租税支払い後の割当を分配する。操業者は本法に定めるロイヤルティー、諸税を納付する。

<精製、貯蔵、輸送、工業化、供給>

輸出——炭化水素の輸出には、国内需要を満たした後、生産需要委員会が発行する余剰残留証明を元に調整当局の認可が必要（85条）。YPFBは割当者・販売者として輸出に関わり、生産者ごとの供給量を指定する（86条）。国内市場価格は輸出価格の50%を超えない（87条）。小規模導管等により炭化水素の輸出は禁止（88条）。

国内流通——調整機関が価格上限と価格改定基準を設定する。①原油・LPG：輸出引渡し価格（輸送費・保険料抜き）、②調整品：①の原材料価格、③輸入調製品：国際標準価格（輸送費・保険料込み）、④天然ガス：既存契約価格および市場価格（89条）。

市場競争——炭化水素監督庁は法律第1600号（部門別調整制度法）第5章に基づき、石油関連事業の競争を調整する。調整機関は競争を制限・損害する経済的集中または市場独占を認めない。手続きおよび指標は細則で定める（90条）。

パイプライン輸送——調整機関がコンセッションを付与する。要件は細則で定める。受託者は輸送能力の15%を工業化プロジェクトに提供。期限満了後もしくは失効・放棄で新コンセッション入札を実施。（91条）。①供給事業の受託者・出資者、②売り手または買い手（ただし、本法で定めるものを除く）、③発電事業の株主または下請業者は不可。ただし、例外規定あり（95条、96条）。①国内用、輸出用は固定料金または差別化料金を採用、②国益事業または内外市場向け新規案件は加算料金を採用（97条）。

精製、工業化——細則の要件を満たせば営業ライセンスを付与（99条）。品質、収益性、サービス拡充等を基準にマージンを設定する（100条）。原料輸送パイプラインの設置は可能（101条）。①プラント設置に必要な資機材の関税・租税免除、②生産自治体にある工業化案件は加算料金を、非生産自治体案件は固定料金を適用、③操業開始から8年間の所得税免除

(102 条)。

貯蔵——調整機関が貯蔵プラント建設・運営の認可・ライセンスを付与。貯蔵会社は炭化水素の受け入れ、貯蔵、品質管理、出荷の責任を持ち、必要な安全対策を講ずる。(103 条)。

天然ガス供給——所轄機関の入札で受託者を選出する (104 条)、政府は本法施行後 40 日以内に細則で料金体系、算定方式やコンセッション手続きを規定する (105 条) ガス供給の権利と消費者サービス継続義務がある (106 条)、YPFB が操業不能ならコンセッションに移行する (107 条)。料金は本法 89 条に拠る (108 条)。

コンセッション、ライセンス・認可——精製、輸送、供給事業のコンセッションは入札を通じ調整機関が付与。最大期限は 30 年。小口向け調整品の工業化、貯蔵、流通は申請が要件を満たせばライセンス・認可を付与。保証金の提示義務あり (109 条)。調整機関がこれらの破棄・失効を宣言できる欠格事項も設けられている (110 条)

介入および罰則——備蓄量またはサービス提供にリスクがある場合、調整機関は受託者またはライセンス業者に対して行政措置を通じて最大 1 年間の予防的介入ができる。監査人任命、権限、報酬などは別途細則で定める (111 条)。賠償とは別途、細則で罰則規定を定め (112 条)、また費者の苦情制度も整備する (113 条)。

<先住民の権利>

住民投票——①炭化水素事業に関する入札、許可、契約、告示、認可前、②環境アセスメント調査の認可前に住民投票を行い、結果は尊重する。ただし、否定的な結論が出た場合、国は国益に鑑み調停を実施できる。(115 条、116 条)。先住民区域での社会環境的インパクトには国が補償義務がある (119 条)。炭化水素事業による損害は、鉱区権者または操業者に賠償義務がある (120 条)。また、聖域や自然・文化的価値のある特別区域について収用の対象外とする規定も設けられている (121 条～127 条)。

<環境>

環境法規の準拠——炭化水素事業は憲法、環境法、同細則、森林法、保護区域特別法、環境条約に定める環境・天然資源関連規定に準拠する (129 条)。環境管理・追跡・監督・監査のための機構を設けるほか、社会環境モニタリング委員会を設置する (130 条、131 条)。改めて聖域、自然・文化的価値のある区域の重要性を確認し (132 条)、環境インパクト、環境負荷の取り扱い、環境回復の進め方も規定する (134 条、135 条)。

<経過条項>

資本化、リスク分担契約、民営化により国内で操業する石油会社の外部機関による経営監査は本法施行後 180 日に会計検査院と共同で行う (1 条)。再建後の YPFB が唯一の輸入者、卸業者であり、炭化水素の供給体制から卸業者を排除する (3 条)。本法に定める税制は施行当日より発効する (4 条)。

<最終条項>

本法に反するすべての法規定は廃止する (1 条)。

(2) 租税法

(法律第 2492 号)——2003 年 8 月 2 日施行。国税、地方税などボリビア内国税の法体系を規定する原則、制度、手続きなど基本的事項を定めることを目的とする。

この法律は、次の 4 章から構成される。第 1 章・総則（通則、租税、租税関係）、第 2 章・租税行政（納税義務者の権利・義務、租税徴収手続）、第 3 章・行政不服申立て、第 4 章・租税犯則。

本件に係る条項としては、第 1 編第 3 章第 2 節で、「契約条件となる法的事実において、特別の規定がない限り、課税物件は、①決定条件については契約締結時、②停止については、条件を満たすとき」（18 条）と定めている。

(3) 税制改革法

(法律第 843 号)——1986 年 5 月 20 日施行。1994 年 12 月 22 日の法律第 1606 号および 1996 年 11 月 25 日の法律第 1731 号の 2 度の改正を経て、2001 年 2 月 16 日施行の最高政令第 26077 号で現行の改訂版に整理統合され、これ以降の法律で法律第 843 号という時は、この改訂版を指す。

この法律は、次ぎの 15 章から構成される。第 1 章・付加価値税（通則、清算、免除、税率 13%）、第 2 編・付加価値税の補完規定、第 3 章・法人所得税（通則、純益の判定、税率、海外配当、天然資源採掘における臨時所得追加税率）、第 4 章・不動産・自動車税、第 5 章・租税調整特別税、第 6 章・取引税、第 7 章・特別消費税、第 8 章・租税法、第 9 章・租税統合、第 10 章・廃止、第 11 章・相続税・譲与税、第 12 章・空港出国税、第 13 章・地方不動産・自動車譲渡税、第 14 章・炭化水素・同製品特別税、第 15 章・鉱業補完税（課税客体、課税標準、納付）。

法人所得税——各会計年度末の所得に対し、官民間問わずあらゆる形態の会社に課税する（36 条、37 条）。外国企業・団体・個人の支店は国内源泉の課税標準の判定を可能とするため本店や他の支店とは会計を切り離さなければならない（45 条）。課税所得に該当する純益とは益金の額から損金の額を控除した金額であり（47 条）、税率は 25%である（50 条）。なお、国内源泉所得を海外に配当するとき、その額の 50%に対して税率 25%を課税する（51 条）。つまり実質 12.5%が配当税として課税される。

天然資源採掘における臨時所得追加税率——また、天然資源採取事業で得られた純益には別途 25%が課税され、その際、①採鉱・開発・採掘・加工・環境保全などへの 1991 会計年度以降の累積投資額の最大 33%、②天然資源採掘作業で得られる収益の 45%を控除できる。純益とは炭化水素会社については地表に出た生産分が適用される（51 条の 2）。

(4) 投資法

(法律第 1182 号)——1990 年 9 月 17 日施行。国家の経済的・社会的な成長・発展を促進する国内外投資の振興および保証をその目的としている（1 条）。

外資に対しても、原則として内国会社と同等の権利を付与し（2 条）、民間投資については事前認可や登録などは原則として不要である（3 条）。特に法で制限する場合を除き、内外資本の所有権を保証している（4 条）。資本取引や外国送金など対外取引は自由だが、外国送金は課税の対象となる（5 条）。外国貨幣との両替の自由、公序良俗に反するものを除く財やサービスの輸出入、生産、流通の自由を認めている（6 条、8 条、9 条）。

4 最近の国家による接收の事例（いつ、どの企業がなぜ、法律に基づく保証がなされたか等）炭化水素分野の他、鉱業、森林業など他の分野でも事例があれば取り上げる。

ボリビア政府は 5 月 1 日の天然ガス・石油事業の国有化宣言で同国において操業している外資系企業に対し、同日より 180 日以内に YPFB と新たな契約を締結するか、あるいは撤退の決断を迫った。

一方で天然ガスを輸出するアルゼンチンおよびブラジルとの輸出価格改定交渉にも乗り出し、6 月 29 日にはアルゼンチン政府との間で、7 月 15 日から今年末まで適用する暫定価格として、100 万 BTU（英国熱量単位、252 カロリーに相当）当り従来の 3.35 米ドルから 55% 引き上げて 5 米ドルとすることで合意し、交渉を決着させた。

8 月 25 日施行の炭化水素省決議第 202/2006 で、国有化法 4 条に定める YPFB への追加税 32%にあたる 3,230 万ドルをペトロブラス、レプソル YPF、トタルの 3 社から徴収。さらに 9 月 12 日の炭化水素省決議 207/2006 で国有化法の推進を目指したが、価格改定交渉中のブラジル政府が強く反発したことからガルシア副大統領が外遊中のモラレス大統領に代わり大統領権限で同決議を凍結した経緯はすでに触れた通りである。

これに伴い、国有化法の草案を執筆した国有化強硬派のソリス炭化水素相が辞任。後任にはブラジルとの輸出価格交渉にあたる穏健派のビジェガス前開発企画相が任命された。ビジェガス氏は就任のあいさつで、炭化水素国有化政策は維持する方針を表明する一方で、レプソル YPF、トタル、ブリティッシュ・ガス、ペトロブラスなど外資系企業との契約更改および輸出価格改定の交渉再開の意向を示し、9 月 18 日から交渉が再開されている。

政府内からも国有化の脱イデオロギー化を通じて、新契約交渉や価格改定交渉の進展を目指すとする一方、有力経済団体のボリビア民間企業連合会（CEPB）や炭化水素事業者で作るボリビア炭化水素会議所（CBH）からは、国有化政策の軟化への期待感も出ている。

ただし、交渉の長期化は国民に対して国有化政策の後退と移る局面も否めず、直面する社会問題の解決の糸口がつかめなければ、再び国民からの反発を招き、政情不安の火種ともなりかねないだけにボリビア政府は国有化の進め方をめぐる難しい舵取りを迫られそうだ。

なお、炭化水素国有化宣言の際、モラレス大統領は今後は鉱業分野も対象として検討する旨発言したが、2006 年 9 月時点でこの件につき政府に具体的な動きはない。その他の分野では、7 月 19 日に政府農地改革法（法律第 1700 号）改正法案が国会農業委員会を通過した動きも注目される。法案の趣旨は、土地を持たない小作農主体の先住民の要求に応じ、およそ 100 万ヘクタールの土地を正当な補償を行って収用し、分配することにある。

5 入手資料：

炭化水素法、ロイヤルティー法、外資法等関連法規

企業別の契約形態、契約内容

当該国資源の埋蔵量、生産量

開発・炭鉱別の投資額の統計

企業別、地域別の生産量、埋蔵量の統計

表 1 契約企業別炭化水素資源埋蔵量

(単位:TCF, 100 万バレル, %)

企業名	種類	天然ガス		液体資源	
		埋蔵量	構成比	埋蔵量	構成比
ペトロブラス (Petrobras)	確認埋蔵量	13.12	47.5	183.4	39.7
	推定埋蔵量	9.49	38.4	132.6	29.7
レプソル YPF (Maxus - Repsol YPF)	確認埋蔵量	6.59	23.9	160.7	34.8
	推定埋蔵量	7.01	28.4	180.2	40.4
トータル (Total E&P)	確認埋蔵量	3.31	12.0	49.6	10.7
	推定埋蔵量	4.48	18.1	65.0	14.6
アンディーナ (Andina)	確認埋蔵量	1.83	6.6	27.2	5.9
	推定埋蔵量	0.82	3.3	22.9	5.1
チャコ (Chaco)	確認埋蔵量	1.48	5.3	24.8	5.4
	推定埋蔵量	0.89	3.6	26.2	5.9
ヴィンテージ (Vintage)	確認埋蔵量	0.63	2.3	8.4	1.8
	推定埋蔵量	0.45	1.8	8.9	2.0
BGBC	確認埋蔵量	0.31	1.1	5.1	1.1
	推定埋蔵量	0.20	0.8	3.1	0.7
ペトロブラス・エネルヒア (Petrobras Energía)	確認埋蔵量	0.18	0.7	1.1	0.2
	推定埋蔵量	0.53	2.1	2.4	0.5
プルスペトロール (Pluspetrol)	確認埋蔵量	0.15	0.5	1.3	0.3
	推定埋蔵量	0.80	3.2	4.2	0.9
ドン・ウォン (Dong Won)	確認埋蔵量	0.01	0.0	0.5	0.1
	推定埋蔵量	0.04	0.2	0.8	0.2
カナディアン (Canadian)	確認埋蔵量	0.00	0.0	0.0	0.0
	推定埋蔵量	0.01	0.0	0.1	0.0
マトペトロール (Matpetrol)	確認埋蔵量	0.00	0.0	0.2	0.0
	推定埋蔵量	0.00	0.0	0.1	0.0
パンアメリカン・エナジー (Panamerican Energy)	確認埋蔵量	0.00	0.0	0.0	0.0
	推定埋蔵量	0.00	0.0	0.0	0.0
合計	確認埋蔵量	27.62	100.0	462.3	100.0
	推定埋蔵量	24.73	100.0	446.5	100.0

(出所)ボリビア炭化水素省

表 2 地域別炭化水素資源(天然ガス, 液体炭化水素資源)埋蔵量

(単位:TCF, 100 万バレル)

地域(県)名	埋蔵量 分類	2001 年		2002 年		2003 年		2004 年		2005 年	
		天然ガス	液体資源	天然ガス	液体資源	天然ガス	液体資源	天然ガス	液体資源	天然ガス	液体資源
タリハ (Tarija)	確認	19.72	341.5	23.33	383.8	24.55	404.9	23.55	388.0	22.71	397.4
	推定	20.51	363.0	22.41	374.8	23.24	389.6	21.48	365.0	19.08	325.7
サンタクルス (Santa Cruz)	確認	2.83	58.3	2.79	55.2	2.86	43.4	2.89	42.5	2.83	35.7
	推定	2.02	42.6	2.07	38.7	2.41	38.1	2.67	38.8	2.35	26.0
コチャバンバ (Cochabamba)	確認	0.72	34.9	0.69	32.7	0.75	32.8	0.68	27.6	0.72	28.2
	推定	0.35	43.5	0.33	36.3	0.40	40.9	0.46	40.7	0.48	37.7
チュキサカ (Chuquisaca)	確認	0.57	5.7	0.55	5.3	0.52	5.0	0.51	4.2	0.49	3.8
	推定	0.12	2.3	0.12	2.3	0.12	2.2	0.12	2.0	0.12	2.0
全地域	確認	23.84	440.5	27.36	477.0	28.69	486.1	27.62	462.3	26.75	465.2
	推定	22.99	451.5	24.93	452.1	26.17	470.8	24.73	446.5	22.03	391.4
	合計	46.83	892.0	52.30	929.2	54.86	956.9	52.36	908.7	48.78	856.6

(注)2005 年は 6 月末現在, その他は年末時点。

(出所)ボリビア炭化水素省

図1 ボリビアの天然ガス埋蔵量

(単位: TCF)

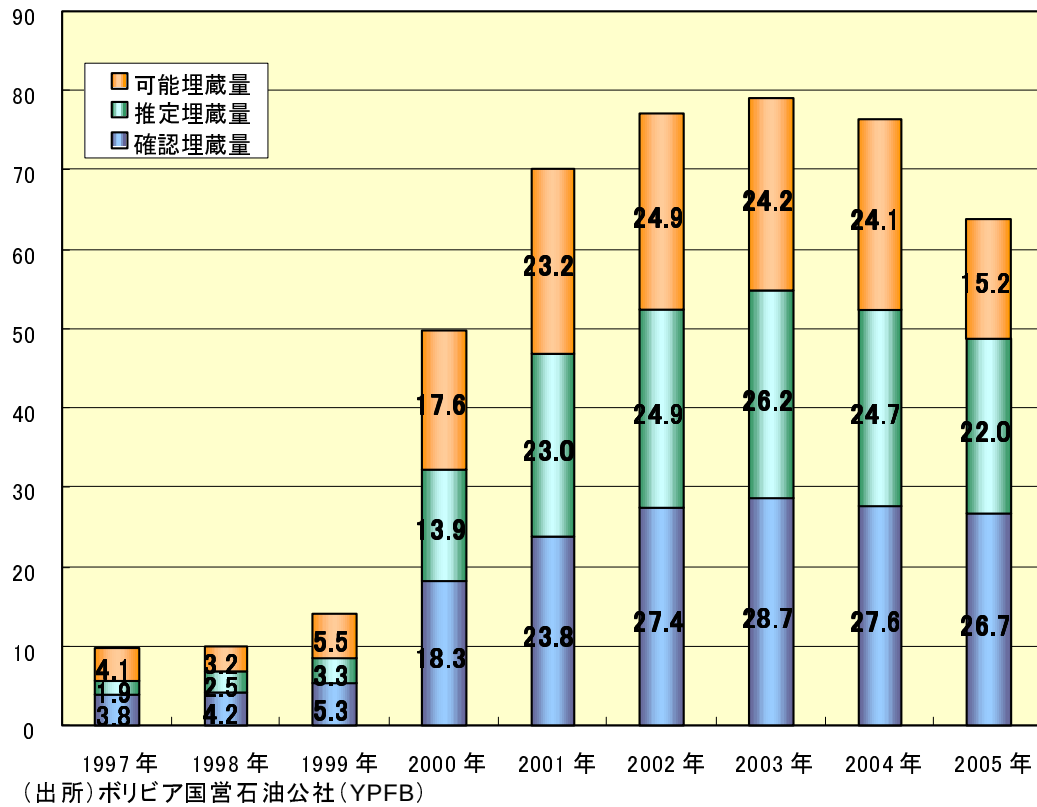


図2 ボリビアの石油・コンデンセート埋蔵量

(単位: 百万バレル)

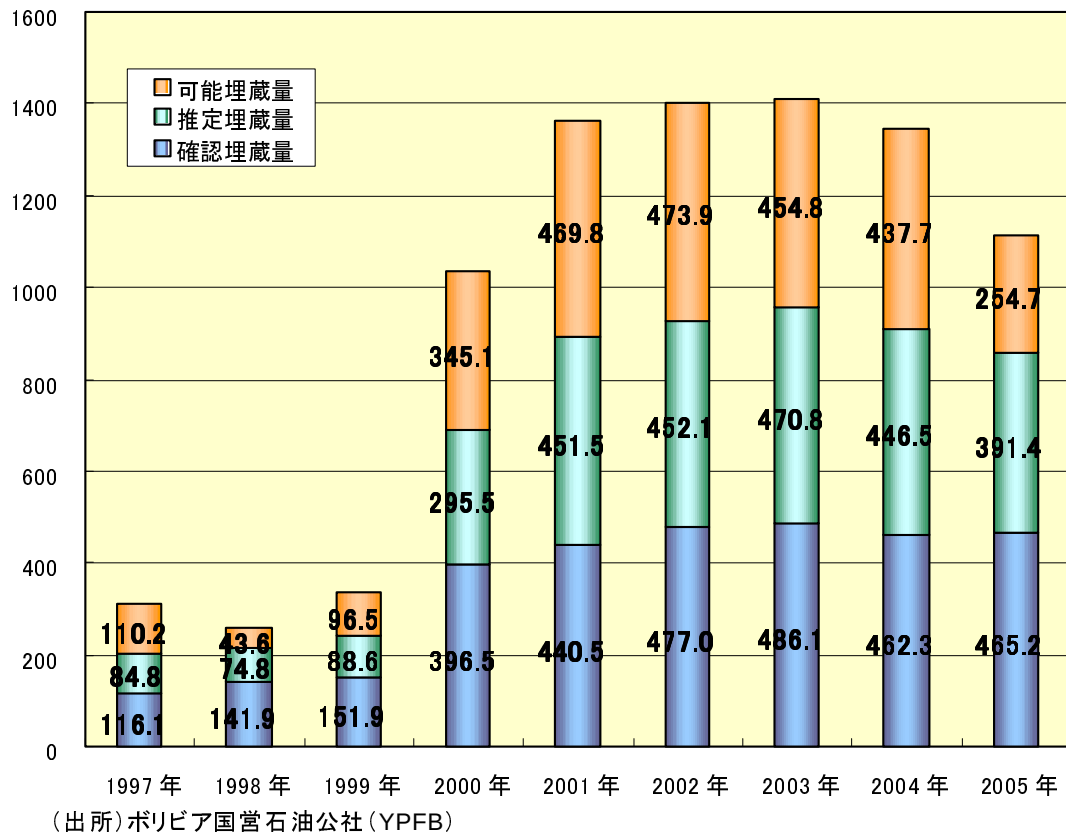


表 3 企業別・地域別石油・コンデンセート・天然ガス液確認生産量

(単位:m³/日)

企業名	2004 年 (月平均)	2005 年 (月平均)	2006 年				
			1 月	2 月	3 月	4 月	月平均
アンディーナ	6,963	13,731	5,104	5,021	4,617	4,659	4,848
チャコ	9,954	7,824	8,186	7,891	8,392	8,654	8,287
ヴィンテージ	446	5,824	201	345	430	502	369
レプソル YPF	9,874	1,680	13,598	13,496	13,276	8,961	12,332
ペトロブラス・エネルヒア	1,066	220	862	867	920	943	898
プルスベトロール	179	966	351	481	454	393	419
BG ボリビア	1,658	311	1,411	529	533	1,489	998
ペトロブラス・ボリビア	16,699	20,342	19,823	22,358	22,694	14,292	19,774
マツペトロール	100	99	96	94	93	89	93
ドン・ウォン	7	-	-	-	-	-	-
トータル E&P	-	-	-	-	-	-	-

地域(県)名							
タリハ	18,978	26,452	25,783	27,910	28,397	16,816	24,713
コチャバンバ	15,658	14,263	14,409	13,721	13,924	14,143	14,057
サンタ・クルス	10,137	8,472	7,964	8,006	7,644	7,593	7,799
チュキサカ	1,671	1,569	1,476	1,445	1,445	1,429	1,449

合計	46,444	50,756	49,632	51,083	51,411	39,982	48,018
-----------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------	---------------

(出所)ボリビア国営石油公社(YPFB)

表 4 企業別・地域別天然ガス確認生産量

(単位:100 万 ft³/日)

企業名	2004 年 (月平均)	2005 年 (月平均)	2006 年				
			1 月	2 月	3 月	4 月	月平均
アンディーナ	178.59	168.43	154.13	173.49	168.16	181.07	169.01
チャコ	116.43	113.89	113.69	143.26	150.16	161.37	141.93
ヴィンテージ	32.06	18.29	19.76	28.58	33.42	36.29	29.48
レプソル YPF	11.76	81.40	88.74	101.46	94.07	30.45	78.511
ペトロブラス・エネルヒア	35.23	34.22	31.59	32.91	35.87	37.12	34.39
プルスベトロール	1.01	23.77	35.18	44.21	41.34	44.27	41.15
BG ボリビア	55.98	59.74	55.03	22.78	22.89	57.21	39.75
ペトロブラス・ボリビア	525.70	677.07	650.51	734.85	745.08	515.08	660.76
ドン・ウォン	0.05	-	-	-	-	-	-
マツペトロール	-	-	-	-	-	-	-

地域(県)名							
タリハ	603.76	814.76	789.98	857.12	871.27	612.56	782.29
コチャバンバ	94.59	99.92	100.51	103.18	103.75	105.90	103.32
サンタ・クルス	228.93	237.07	233.05	263.60	259.24	276.85	257.89
チュキサカ	29.54	25.06	25.09	57.64	56.73	67.56	51.48

合計	956.81	1,176.82	1,148.62	1,281.54	1,290.99	1,062.87	1,194.98
-----------	---------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------

(注)自己消費などを除く課税ベース

(出所)ボリビア国営石油公社(YPFB)

表 5 企業別・地域別 LPG 確認生産量

(単位:m³/日)

企業名	2004 年 (月平均)	2005 年 (月平均)	2006 年				
			1 月	2 月	3 月	4 月	月平均
アンディーナ	477	459	430	430	400	407	416
チャコ	631	577	599	594	610	689	623
レプソル YPF	194	186	198	200	150	192	185
ペトロブラス・エネルヒア	166	142	136	76	80	82	94
BG ボリビア	207	86	-	-	-	-	-
ヴィンテージ	71	11	-	-	-	-	-
プルスペトロール	2	2	1	3	3	1	2
ドン・ウォン	0		-	-	-	-	-

地域(県)名							
タリハ	279	99	1	1	1	1	1
コチャバンバ	523	463	512	512	479	601	526
サンタ・クルス	643	601	567	508	481	489	511
チュキサカ	302	301	286	282	280	281	282

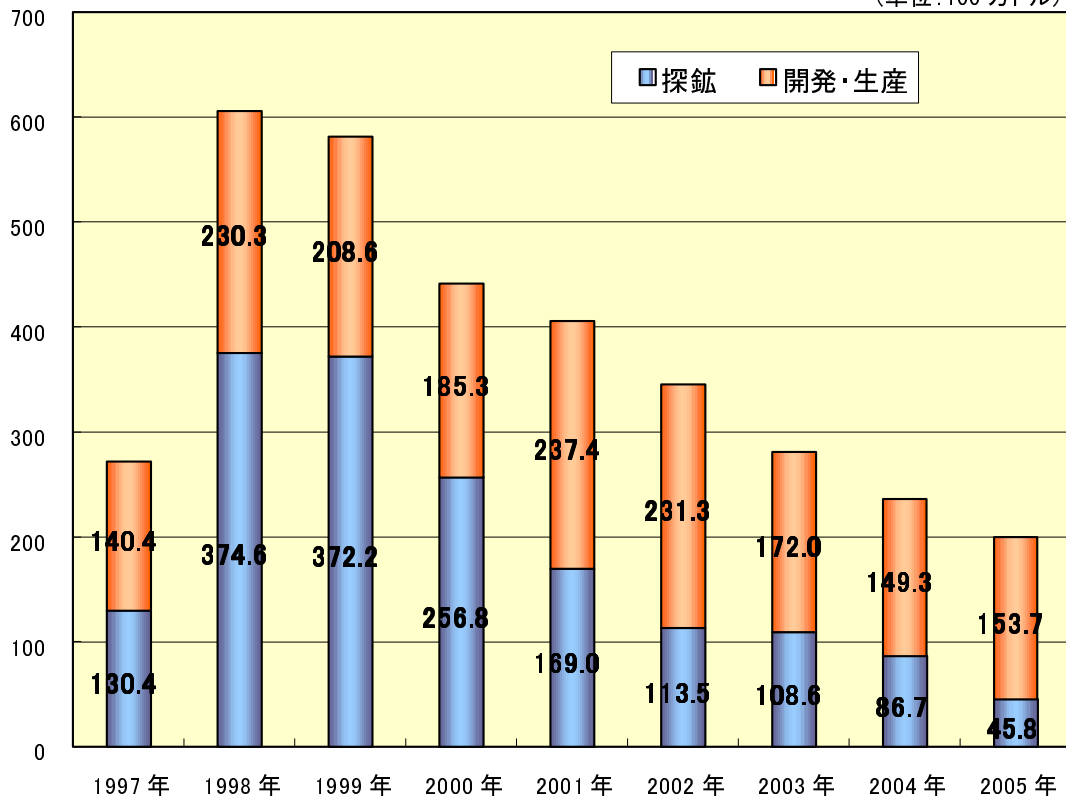
合計	1,748	1,463	1,365	1,304	1,242	1,371	1,320
-----------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------

(注) 自己消費などを除く課税ベース

(出所) ボリビア国営石油公社 (YPFB)

図 3 ボリビアの炭化水素資源上流部門の投資額推移

(単位:100 万ドル)



(出所) ボリビア国営石油公社 (YPFB)

表 6 ボリビアの炭素水素資源上流部門の投資額推移

(単位:1,000ドル)

企業名		2005 年	2006 年				
			1 月	2 月	3 月	4 月	1 月-4 月
アンディーナ (Andina)		14,185.7	-675.9	441.9	375.3	641.1	782.4
	探鉱	-116.2	-	-	-	-	-
	開発	14,302.0	-675.9	441.9	375.3	641.1	782.4
BG ボリビア (British Gas Bolivia)		10,279.8	-83.3	331.9	133.1	61.4	443.1
	探鉱	52.7	-	-	-	-	-
	開発	10,227.1	-83.3	331.9	133.1	61.4	443.1
チャコ (Chaco)		41,488.8	2,691.3	3,060.8	3,357.7	2,431.5	11,541.2
	探鉱	839.6	51.8	80.0	217.5	48.8	398.0
	開発	40,649.2	2,639.5	2,980.7	3,140.2	2,382.7	11,143.2
レプソル YPF (Repsol YPF)		55,014.9	4,771.9	2,061.3	6,339.5	6,898.9	20,071.6
	探鉱	11,842.4	3,235.2	2,303.5	1,779.9	6,041.8	13,360.2
	開発	43,172.5	1,536.8	-242.2	4,559.7	857.1	6,711.4
ペトロbras・エネルヒア (Petrobras Energia)		33,484.4	81.0	699.0	1,595.0	416.0	2,791.0
	探鉱	1,241.8	-	-	-	-	-
	開発	32,241.6	81.0	699.0	1,595.0	416.0	2,791.0
ペトロbras・ボリビア (Petrobras Bolivia)		7,131.0	909.5	3,930.9	3,598.1	5,097.8	13,536.2
	探鉱	-	39.8	432.8	524.7	502.8	1,500.2
	開発	7,131.0	869.8	3,498.0	3,073.3	4,595.0	12,036.1
プルスペトロール (Pluspetrol)		31,500.0	1,726.0	1,692.0	3,715.0	4,964.0	12,097.0
	探鉱	25,584.0	1,715.0	1,641.0	3,712.0	4,855.0	11,923.0
	開発	5,916.0	11.0	51.0	3.0	109.0	174.0
トータル E&P (Total E&P)		6,394.9	351.2	400.8	1,792.7	110.5	2,655.3
	探鉱	6,394.9	351.2	400.8	625.6	110.5	1,488.1
	開発	-	-	-	1,167.1	-	1,167.1
ドン・ウォン (Don Won)		-	-	-	-	-	-
	探鉱	-	-	-	-	-	-
	開発	-	-	-	-	-	-
マツペトロール (Matpetrol)		80.6	-	-	-	-	-
	探鉱	-	-	-	-	-	-
	開発	80.6	-	-	-	-	-
ヴィンテージ (Vintage)		-	-	-	-	-	-
	探鉱	-	-	-	-	-	-
	開発	-	-	-	-	-	-
合計		199,559.2	9,771.8	12,618.5	20,906.4	20,621.2	63,917.9
	探鉱	45,839.2	5,392.9	4,858.1	6,859.6	11,558.9	28,669.6
	開発	153,720.0	4,378.9	7,760.3	14,046.7	9,062.4	35,248.3

(出所) ボリビア国営石油公社 (YPFB)

参考 1 YPFB 資本化に関する新リスク分担契約

探鉱

No.	契約日	操業者	出資者	出資比率	ブロック	区画	面積(ha)
1	97/04/10	アンディーナ	アンディーナ	100%	アンボロ・エスペホス	83.50	208,750
2	97/04/10	アンディーナ	アンディーナ	100%	サラ・ブーメラン 1	37.75	94,375
3	97/04/10	アンディーナ	アンディーナ	100%	サラ・ブーメラン 3	13.00	32,500
4	97/04/10	アンディーナ	アンディーナ	100%	グリゴタ	10.00	25,000
5	97/04/10	チャコ	チャコ	100%	チモレ 1	11.50	28,750
6	97/04/10	チャコ	チャコ	100%	フアン・ラティノ 2	10.00	25,000

開発

No.	契約日	操業者	出資者	出資比率	ブロック	区画	面積(ha)
1	97/04/10	アンディーナ	アンディーナ	100%	コブラ	0.50	1,250
2	97/04/10	アンディーナ	アンディーナ	100%	カスカベル	1.50	3,750
3	97/04/10	アンディーナ	アンディーナ	100%	エンコナダ	1.25	3,125
4	97/04/10	アンディーナ	アンディーナ	100%	ポケロン	1.50	3,750
5	97/04/10	アンディーナ	アンディーナ	100%	グアイルイ	4.00	10,000
6	97/04/10	アンディーナ	アンディーナ	100%	プエルト・パロス	0.50	1,250
7	97/04/10	アンディーナ	アンディーナ	100%	カミリ	5.50	13,750
8	97/04/10	アンディーナ	アンディーナ	100%	リオ・グランデ	8.75	21,875
9	97/04/10	アンディーナ	アンディーナ	100%	シラリ	1.50	3,750
10	97/04/10	アンディーナ	アンディーナ	100%	ヤパカニ	2.00	5,000
11	97/04/10	アンディーナ	アンディーナ	100%	パトゥフ	0.50	1,250
12	97/04/10	アンディーナ	アンディーナ	100%	パラシオス	0.25	625
13	97/04/10	アンディーナ	アンディーナ	100%	ラ・ベニャトウンディ	3.40	8,500
14	97/04/10	アンディーナ	アンディーナ	100%	ビボラ	1.75	4,375
15	97/04/10	チャコ	チャコ	100%	サン・イグナシオ	1.50	3,750
16	97/04/10	チャコ	チャコ	100%	ロス・クシス	1.00	2,500
17	97/04/10	チャコ	チャコ	100%	プエルタ・グランデ	2.50	6,350
18	97/04/10	チャコ	チャコ	100%	サンタ・ロサ	2.75	6,875
19	97/04/10	チャコ	チャコ	100%	サンタ・ロサ W	0.50	1,250
20	97/04/10	チャコ	チャコ	100%	サンタ・ロケ	1.50	3,750
21	97/04/10	チャコ	チャコ	100%	パロメタス NW	2.50	6,250
22	97/04/10	チャコ	チャコ	100%	ブロ・ブロ	3.50	8,750
23	97/04/10	チャコ	チャコ	100%	パトゥフサル	2.00	5,000
24	97/04/10	チャコ	チャコ	100%	ウンベルト・スアレス	1.50	3,750
25	97/04/10	チャコ	チャコ	100%	ロス・モノス	1.00	2,500
26	97/04/10	チャコ	チャコ	100%	カタリ	1.00	2,500
27	97/04/10	チャコ	チャコ	100%	フニン	0.75	1,875
28	97/04/10	チャコ	チャコ	100%	チュルマス	3.50	8,750
29	97/04/10	チャコ	チャコ	100%	カラスコ	2.50	6,250
30	97/04/10	チャコ	チャコ	100%	カイワ	0.75	1,875
31	97/04/10	チャコ	チャコ	100%	モンテクリスト	0.22	550

(出所) ボリビア国営石油公社 (YPFB)

参考 2 操業契約・合併契約転換に関する新リスク分担契約

探鉱

No.	契約日	操業者	出資者	出資比率	ブロック	区画	面積(ha)
1	90/11/05	レブソル YFP	レブソル YFP BG ポリビア PAE E&P	37.50% 37.50% 25.00%	カイピ ペンディ	77.96	194,900
2	96/07/29 (77/10/11)	ヴィンテージ	ヴィンテージ	100%	チャコ 19	1.80	4,500
3	96/10/10	ペトロプラス	ペトロプラス トータル アンディーナ	35.00% 15.00% 50.00%	サン・アルベルト	12.60	31,521
4	96/10/10	ペトロプラス	ペトロプラス トータル アンディーナ	35.00% 15.00% 50.00%	サン・アントニオ	13.78	34,450
5	96/07/29 (78/04/26)	BG ポリビア	BG ポリビア	100%	タリハ東 20	6.04	15,100
6	96/07/29 (78/04/26)	トータル	トータル モービル BG ポリビア	41.00% 34.00% 25.00%	タリハ西 20	9.96	24,900
7	95/02/23	レブソル YFP	レブソル YFP BG ポリビア EPEC チャコ	20.00% 20.00% 10.00% 50.00%	チャラガ	39.70	99,250
8	89/08/04	レブソル YFP	レブソル YFP	100%	マモレ	10.00	25,000

開発

No.	契約日	操業者	出資者	出資比率	ブロック	区画	面積(ha)
1	77/10/11	ヴィンテージ	ヴィンテージ	100%	プロベニル	3.00	7,500
2	89/08/04	レブソル YPF	レブソル YPF	100%	スルビ	6.00	15,000
3	89/08/04	ペトロプラス	ペトロプラス	100%	コルパ、カラнда	9.12	22,000
4	90/07/23	プルスペトロール	プルスペトロール	100%	ベルメホ、トロ、パレデロ、 イグレ、サン・テルモ	4.04	10,088
5	92/07/09	ドン・ウォン	ドン・ウォン	100%	パルマル	1.00	2,500
6	77/03/21	BG ポリビア	BG ポリビア	100%	ラ・ベルティエンテ	15.00	37,500
7	78/04/26	BG ポリビア	BG ポリビア	100%	ロス・スリス	2.00	5,000
8	95/10/09	ヴィンテージ	ヴィンテージ	100%	ニュープコ	3.60	9,000

(出所)ポリビア国営石油公社(YPFB)

参考 3 国際入札(法律第 1689 号)によるリスク分担契約

(1) 1997 年 1 号および 2 号入札

探鉱

No.	契約日	操業者	出資者	出資比率	ブロック	区画	面積(ha)
1	97/12/10	チャコ	チャコ ペトロレックス	90% 10%	エル・ドラド	7.30	18,250
2	97/12/05	レブソル YPF	レブソル YPF	100%	トゥイチ	205.00	512,500
3	97/12/08	プルスペトロール	プルスペトロール	100%	ヤクイバ	10.00	25,000
4	97/12/08	プルスペトロール	プルスペトロール	100%	サン・イシドロ	15.20	38,000
5	97/11/24	トータル	トータル テクペトロール	80% 20%	イパティ	24.55	61,375
6	97/12/08	プルスペトロール	プルスペトロール	100%	リオ・セコ	7.50	18,750
	97/12/08	プルスペトロール	プルスペトロール	100%	オコナー・ワイコ	3.00	7,500

開発

No.	契約日	操業者	出資者	出資比率	ブロック	区画	面積(ha)
1	97/04/10	レブソル YPF	レブソル YPF ペトロレックス アンディーナ ペトロブラス	30% 30% 20% 20%	モンテアグド	1.20	3,000
2	98/01/08	ヴィンテージ	ヴィンテージ	100%	ナランヒョス	2.50	6,250
3	98/06/25	カナディアン・E	カナディアン・E モネルコ	50% 50%	ワルネス	0.73	1,825

(2) 1998 年 1 号および 2 号入札

開発

No.	契約日	操業者	出資者	出資比率	ブロック	区画	面積(ha)
1	98/11/03	レブソル YPF	レブソル YPF	100%	カンベイティ	0.80	2,000
2	98/12/03	マツペトロール	マツペトロール SI-EPSI ステマー・I	42% 42% 16%	タラレンダ	2.00	5,000

(3) 2001 年 1 号入札

探鉱

No.	契約日	操業者	出資者	出資比率	ブロック	区画	面積(ha)
1	01/10/30	ペトロブラス	ペトロブラス トータル	50% 50%	リオ・オンド	400.00	1,000,000
2	01/10/30	トータル	トタオール テックペトロール	80% 20%	アキノ	10.16	25,400
3	01/11/07	ペトロブラス	ペトロブラス	100%	イングレ	14.00	35,000

(4) 2003 年 1 号入札

探鉱

No.	契約日	操業者	出資者	出資比率	ブロック	区画	面積(ha)
1	03/10/28	ペトロブラス	ペトロブラス	100%	イレンダ	10.00	25,000

(出所)ボリビア国営石油公社(YPFB)